

## 第4章 都市づくりの方針

### 1. 土地利用の方針

#### (1) 土地利用の基本的な考え方

既成市街地については、周辺の自然環境・景観との調和に配慮しつつ、道路等の都市施設の整備を進め、快適で安全な住環境の形成を図るとともに、JR野洲駅周辺部においては土地の高度利用等により、都市機能の整備、集積を図ります。そして、適切な土地利用の指導・誘導や防災拠点の配置等により市街地における安全性を高め、災害に強い市街地の形成に努めるとともに、高齢者や障がいのある方等が安心して等しく暮らせる都市づくりを進めます。

新たな市街地を形成する地域については、無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の実情に応じた道路、公園、下水道等の都市施設を計画的に整備します。特に、国道8号野洲栗東バイパスや都市計画道路大津湖南幹線等の整備をはじめとする道路ネットワークの強化に伴い利便性が向上する地域においては、新たな住宅地の整備等に留意しつつ、地域特性に応じた都市機能の誘導を図ります。

農村地域については、大都市近郊に位置する野洲市の特色や多様なニーズに対応した農林漁業の展開を踏まえ、農用地、森林の保全を基本としつつ、都市と農村の交流・連携に留意し、集落地における良好な住環境の向上を図り、無秩序な土地利用の転換の防止に努めます。このうち集落地では、農林漁業の生産活動への影響に留意しつつ、道路や公園、河川、集落排水施設等、生活関連施設の保全・整備を計画的に図るとともに、活力のある緑豊かな環境に包まれた農村づくりを進めます。また、農用地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と地域住民の生活が共存するよう、環境に配慮した計画的かつ適切な土地利用を図ります。

市域南部に位置する森林地域については、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林といった機能の区分に応じた整備の方向を踏まえつつ、自然環境を保全・育成する地域として捉え、適切な維持・管理に努めるとともに、森林資源の有効利用を図ります。また、自然体験や環境学習等の人と自然とのふれあいの場としての利用を図ります。居住地周辺については、人々に身近な里山としての整備や維持・管理を行うなど、地域の状況と自然特性に応じた保全と再生、活用を図ります。

市域北部の琵琶湖沿岸については、適切な土地利用の指導・誘導により優れた自然環境・景観を適正に保全します。また、それぞれの自然環境の特性を踏まえつつ、自然体験や環境学習等の人と自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

## (2) 土地利用方針

### 【住居系土地利用】

#### 低層住宅地

計画的に整備された戸建てを中心とした低層住宅地については、地域住民等の協力のもと、適切な指導・誘導により、緑豊かでゆとりある住環境の保全・創出に努めます。

#### 一般住宅地

一般住宅地については、戸建て住宅を基本としつつも、中低層規模の集合住宅等の立地と日常生活に必要な一定の商業・業務施設の配置を許容し、また緑化促進等により周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ります。

中高層住宅については、周辺の景観、日照等に配慮した適切な指導を行い、必要に応じて、周辺からの眺望に影響する建物の高さ制限等の誘導について長期的に検討していきます。

### 【商業・業務系土地利用】

#### 商業・業務地

J R野洲駅周辺については、市民生活、都市活動の拠点として、商業業務施設を誘導するなど、まちのにぎわいを生み、市民の憩いの場、そして地域の交流の場となる商業空間の形成に努めます。特に、J R野洲駅南口地区においては、地域や事業者と協働のもと、周辺の景観、日照等に配慮しつつ、一定の高さの建物を許容し、駅前整備等と併せた高度利用等を検討します。

#### 沿道商業地

国道8号や主要地方道大津能登川長浜線、市道乙窪・比留田線等の幹線道路沿道においては、周辺環境との調和や市街地中心部への影響に配慮した適切な指導を行いつつ、商業・サービス施設等を誘導します。

### 【工業系土地利用】

#### 工業地

既存の工業地については適切な指導・誘導により周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。

状況に応じて、先端技術産業や研究開発等の新産業の創造や新たな企業立地に向けて、周辺環境に配慮しつつ、新規立地を図ります。

#### 住工混在地

住宅地と工業地が混在する地域については、居住環境に配慮した工業地の適切な指導・誘導により、周辺環境と調和した土地利用を図ります。また、産業構造の変化等から、工場移転等に伴って生じる工場跡地については、地域の立地特性に応じた有効利用を図ります。

## 【文教・福祉系土地利用】

### 文教・福祉施設用地

小中学校や図書館等の文教施設、福祉・保健・医療施設等の公共施設が一定のまとまりで集積している地域については、周辺環境や施設利用者に配慮した土地利用を誘導します。

## 【農地・森林・水辺】

### 農業集落地

一定規模のまとまりのある集落地については、周辺の農用地との調和を図りつつ、地区の状況に応じて道路等の生活基盤や水質浄化機能に留意した排水施設の整備など、住環境の充実を進めます。

農用地は、食糧生産及び美しい田園風景を形成する基盤であるとともに、洪水調節機能等の多面的な機能を有するため、自然環境に配慮した計画的な保全を推進します。

休耕地等については、環境保全等の農地の多面的な機能をいかすため、市民等が農産物の収穫を体験できる場として、市民農園、貸し農園等の整備を図るとともに、既存施設や滞在型観光と連携しつつ観光農園としての活用を検討します。

長期的な視野にたち、状況に応じて、農業との調整を図りつつ、田園風景と調和した緑豊かでゆとりある住環境の創出や、地域産業の振興に資する工業地の整備を検討します。

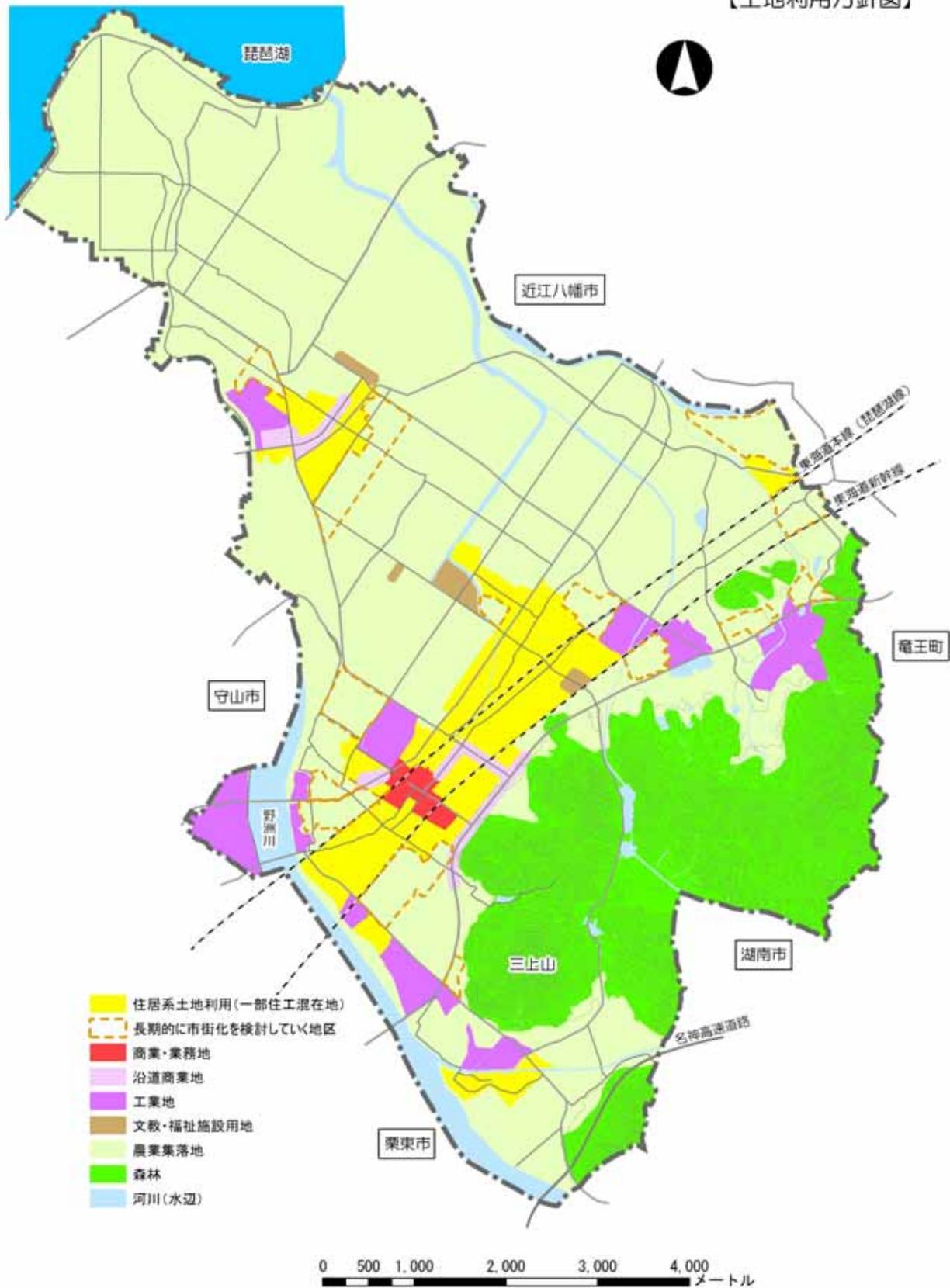
### 森林

滋賀県のシンボルであり貴重な自然的景観要素である三上山やこれに連なる三上・田上・信楽県立自然公園等の森林については、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるよう、適切な維持管理と開発等の指導・誘導により保全に努めます。また、農業集落地等に近接した身近な里山においては、地域住民の協力等による市民参加型の保全活動を支援します。

### 河川（水辺）

市域を流れる野洲川及び家棟川、日野川については、治水や自然環境の保全と再生に配慮しつつも、人々が水と緑豊かな水辺と親しみ、憩い、楽しむことができる貴重なオープンスペースとして、レクリエーション機能の充実等を図ります。

【土地利用方針図】



図は概ねの範囲を示しています。

## 2 . 交通施設の整備方針

### 交通施設整備の基本目標

都市の一体性と地域の活力を産みだす交通施設整備を目指します

安全・安心、快適に利用できる人に優しい交通施設整備を目指します

地域の個性を生かした、魅力ある交通施設整備を目指します

### ( 1 ) 道路交通施設

#### 広域幹線道路

国道 8 号（都市計画道路出庭大篠原線）については、拡幅、歩道の整備、交差点改良等道路交通需要の増加等に適切に対応した道路整備を要請します。

周辺市町とのアクセス強化につながる国道 8 号野洲栗東バイパス（都市計画道路野洲栗東線）や都市計画道路大津湖南幹線等の整備を要請し、河川横断時における渋滞緩和等を促進します。

国道 477 号や、主要地方道大津能登川長浜線（都市計画道路野洲川日野川線）、一般県道近江八幡大津線（さざなみ街道）においては、適切な維持・管理、充実に努めます。

#### 地域内幹線道路

市域内を結ぶ幹線道路については、主要地方道野洲中主線（都市計画道路六条野洲線）、主要地方道野洲甲西線・一般県道小島野洲線（都市計画道路野洲南桜線）、一般県道守山中主線・一般県道木部野洲線（都市計画道路小篠原三宅線）、市道辻町小比江線（都市計画道路八夫童子川線・南桜永原線）、一般県道希望が丘文化公園北線及び希望が丘文化公園南線（都市計画道路南桜永原線）、都市計画道路市三宅北桜線、野洲川右岸堤乙窪線など、特に南北の拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化を図ります。また、跨線橋等の整備による鉄道横断部の円滑なアクセス確保を図ります。

都市計画道路野洲駅北口線及び一般県道野洲停車場線（都市計画道路野洲停車場線）については、歩道の修景整備や街路樹の整備、また状況に応じて無電柱化を図るなど、公共交通における本市の玄関口として歩きやすく魅力あるシンボリックな道路となるよう、適切な維持・管理と充実に努めます。

J R 篠原駅の駅舎橋上化と周辺整備に併せて一般県道安養寺入町線の整備・改良を進め、地域住民の生活利便性と地域内の産業基盤等の充実に努めます。

第 2 名神高速道路、国道 1 号バイパス（水口道路・栗東水口道路）等周辺の高規格道路・広域幹線道路等の整備動向に関連して、近隣市町へのアクセス道路の整備を図ります。

湖南地域と東近江地域を連携し、また、野洲市域と名神高速道路竜王I.Cとのアクセス強化を図る道路として、(仮称)湖南・東近江広域幹線の早期着手を促進します。

都市計画道路については、市民をはじめとする道路利用者のニーズや、滋賀県、周辺市町等の動向に留意しつつ、状況に応じた道路ネットワークの見直しを長期的に検討します。

既存道路については、適切な維持管理を図りつつ、改修時等に併せて歩道の修景整備や街路樹の配置、ポケットパークの整備、景観に配慮した防護柵等の整備、交通安全施設の整備、生活関連経路における歩道のバリアフリー化等を進めます。

歩道や路肩部分の美化、清掃、除草、植栽・花壇の世話など、地域内にある道路への愛着を持ちながら、自治会等が中心となって住民が道路環境の維持・管理に参画するアダプト(里親)制度等による道路の環境保全を進めます。

### 生活道路等

住宅地、集落地内の道路については、歩行者や自転車通行者に配慮し、安全、安心に利用できるよう適切な整備、改修等を図るとともに、修景施設の充実など必要に応じて楽しく通行できるよう配慮した整備を行います。

生活道路は、良好な住宅地への通過自動車交通の排除や走行速度の低減など、きめ細やかに配慮された道路整備、狹隘部分の拡幅や橋梁整備により、安全で安心して利用できる道路空間を創造します。

水と緑、文化のネットワークを担う道路として、中ノ池川、家棟川等の河川堤防や寺院・神社、史跡等の地域資源を結ぶ路線を活用し、散策やサイクリングが楽しめる道路等の整備・充実を図ります。

## (2) 公共交通施設

JR野洲駅周辺においては、鉄道と自動車交通(バス、タクシー、自家用車等)を相互につなぐ結末点としての機能の向上を図るため、駅前広場の整備など、公共交通機関相互の乗り継ぎ、自家用車等から公共交通への乗り継ぎ等の利便性を高める整備・充実を図ります。また、交通渋滞緩和を図るため、自転車利用を促進する整備を図ります。

JR野洲駅南口については、公共交通と一般車両の輻輳の解消、路線バス等の乗降スペース・駐停車スペースの確保、自転車歩行者動線・歩行者空間の確保、バリアフリーの整備、さらにサインの統一や電柱類地中化等の景観整備など、市の玄関口として駅前広場の整備・充実を図ります。

JR篠原駅周辺においては、駅舎橋上化に伴い、市域東側の拠点として駅前広場の整備等による交通利便性の向上を図るとともに、周囲の自然環境に配慮した緑化を推進するなど、潤いある魅力的な駅整備を図ります。

JR野洲駅とJR篠原駅の2駅間においては、新たな副都市拠点の整備に併せた新駅の設置を関係機関に要請します。

【交通施設整備方針図】



図は概ねの範囲を示しています。

未供用・構想中路線については、社会情勢の変化等により適宜見直していきます。

### 3 . 市街地整備及び住環境整備の方針

#### 市街地整備・住環境整備の基本目標

交通アクセスを生かした機能的な市街地整備を目指します

田園風景に囲まれた快適な住環境整備を目指します

地域の文化・風土に配慮した住環境整備を目指します

#### (1) 都市拠点

##### J R野洲駅周辺地区

J R野洲駅周辺については、駅南口の駅前広場の整備状況や周囲の開発・建築状況、人口・世帯状況等の社会動向を踏まえつつ、駅の利便性の向上を図る商業・業務・サービス機能の配置や土地の高度利用を図るための適切な誘導と整備手法の検討を行います。

##### J R篠原駅周辺地区

J R篠原駅周辺の東部交通拠点周辺においては、近江八幡市・竜王町（篠原駅周辺都市基盤推進協議会）と連携しつつ、駅舎橋上化や駅南側の駅前広場の整備、アクセス道路の整備動向と、駅周辺部における宅地需要を的確に把握し、農業との調整を図るなど適切な手法により一体的な市街地整備を図ります。

#### 情報交流・創造拠点

野洲市域のほぼ中央に位置し、地域内の幹線道路が結節する情報交流・創造拠点（副都市拠点）においては、文教、福祉施設等の公共施設が立地する特性をいかし、長期的に周辺部における宅地需要を的確に把握し、農業との調整を図るなど適切な手法により市街地整備を図ります。

#### 吉地・西河原周辺地区

市役所分庁舎等が立地している副都市拠点周辺においては、地区住民等の参加・協力により、土地区画整理事業等の適切な整備手法による新たな住宅地の形成を図ります。

整備が予定されている広域幹線道路沿道においては、地域住民の利便性向上を含め、商業・サービス施設の誘導を図るため、適切な手法による市街地整備と周辺環境に配慮した土地利用の誘導を検討します。

## ( 2 ) 住宅市街地等

既成市街地隣接部においては、将来の宅地需要を踏まえた良好な住環境の創出を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ、土地区画整理事業等の適切な整備手法による計画的な市街地の形成を図ります。

郊外部において新たな住宅地が整備される場合は、都市と農村の交流促進や、周囲の田園風景を生かした住環境を創出するため、地区住民の協力により農業や周辺環境との調和に配慮した住環境整備を誘導します。

## ( 3 ) 既成市街地の整備

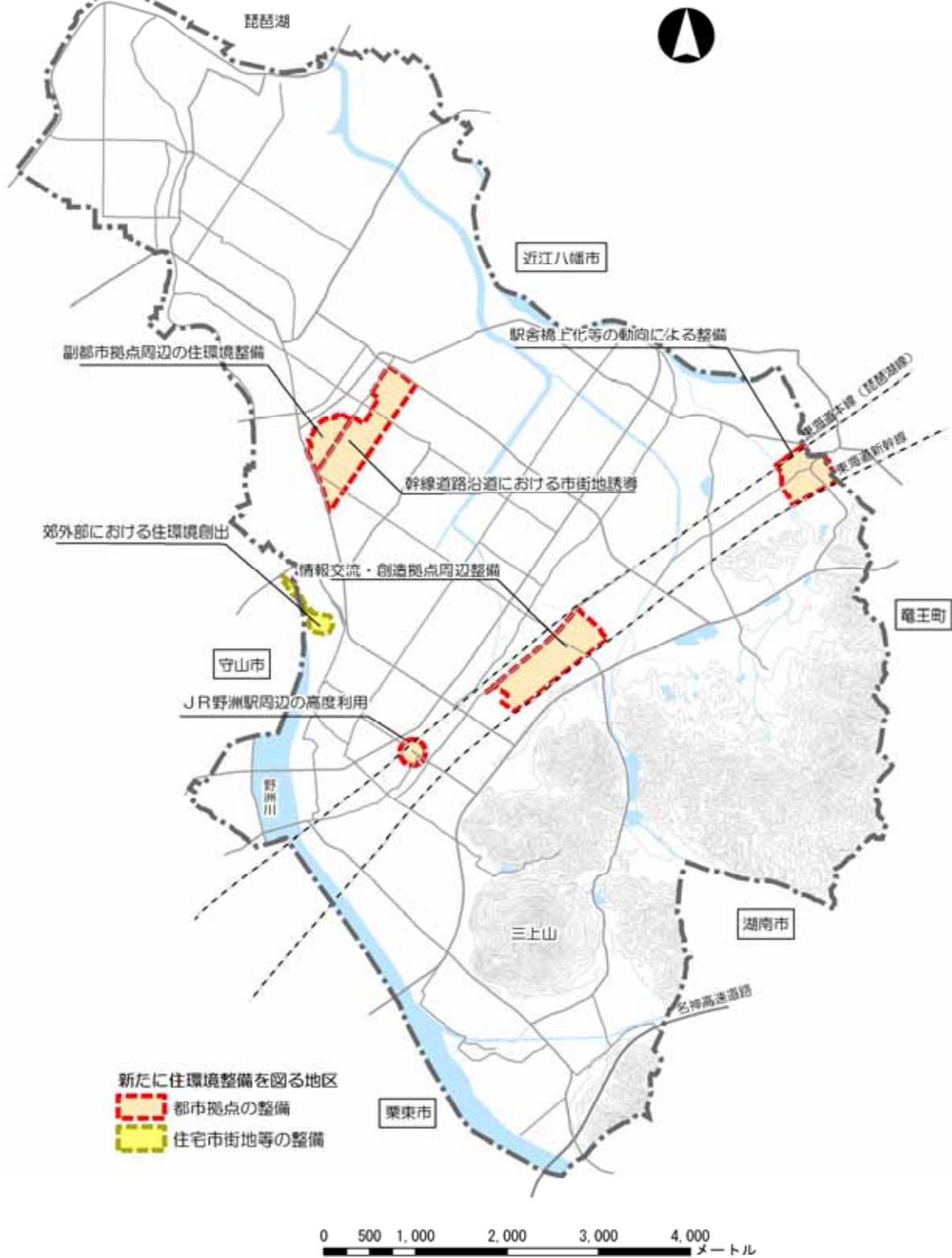
計画的な宅地開発等により良好な住環境を形成している地区等については、地区計画制度や建築協定等の導入を図ります。

住宅密集地等については、良好な居住環境の形成、防災性の向上や土地の有効利用を促進するために、街路や公園等公共施設の整備の推進を図ります。

農地等の空閑地については、土地区画整理事業等の面整備事業及び開発行為を適切に誘導することにより、良好な宅地の供給に努めます。

地区の実情に応じたきめ細かい整備等を行う地区計画制度等の活用を図るとともに、必要に応じて、民間活力の積極的な活用を図ります。

【市街地整備・住環境整備方針図】



図は概ねの範囲を示しています。

## 4 . 自然環境保全及び都市環境形成の方針

### 自然環境保全及び都市環境形成の基本目標

わが国そして滋賀県を代表する貴重な自然環境の継承を目指します  
自然環境との調和に配慮した快適な生活環境の創出を目指します  
多様な人々が憩い、楽しめる公園・緑地の配置を目指します

### ( 1 ) 自然環境保全の方針

野洲市民が伝統的・歴史的に受け継いできた貴重な自然環境資源を次世代に引き継ぎ、都市部と農村部の市民が共に享受できるよう、適切な開発等の指導・誘導により、自然環境の保全に努めます。また、市民との協働により、郊外部に広がる田園や貴重な自然環境、歴史・文化的遺産等の地域資源を展示物に見立て、市域全体を屋根のない博物館としたエコ・ミュージアムの考えに基づく地域づくりと都市住民との交流促進を図ります。

琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖一帯と、県立自然公園の指定を受けている三上山、滋賀県希望が丘文化公園等の丘陵地については、野洲市のみならず、滋賀県、更にはわが国を代表する貴重な自然資源として保全・育成に努めるとともに、自然とふれあえるレクリエーション機能の充実など、環境に配慮した有効利用に努めます。

古くからランドマーク、憩いの場等として地域に親しまれている寺院・神社の境内地や比較的まとまりがある民有地の樹林地等については、歴史・文化的資源の保護・保存と併せて、地域住民の協力による適切な維持・管理により周辺環境と調和した樹木・樹林の保全に努めます。

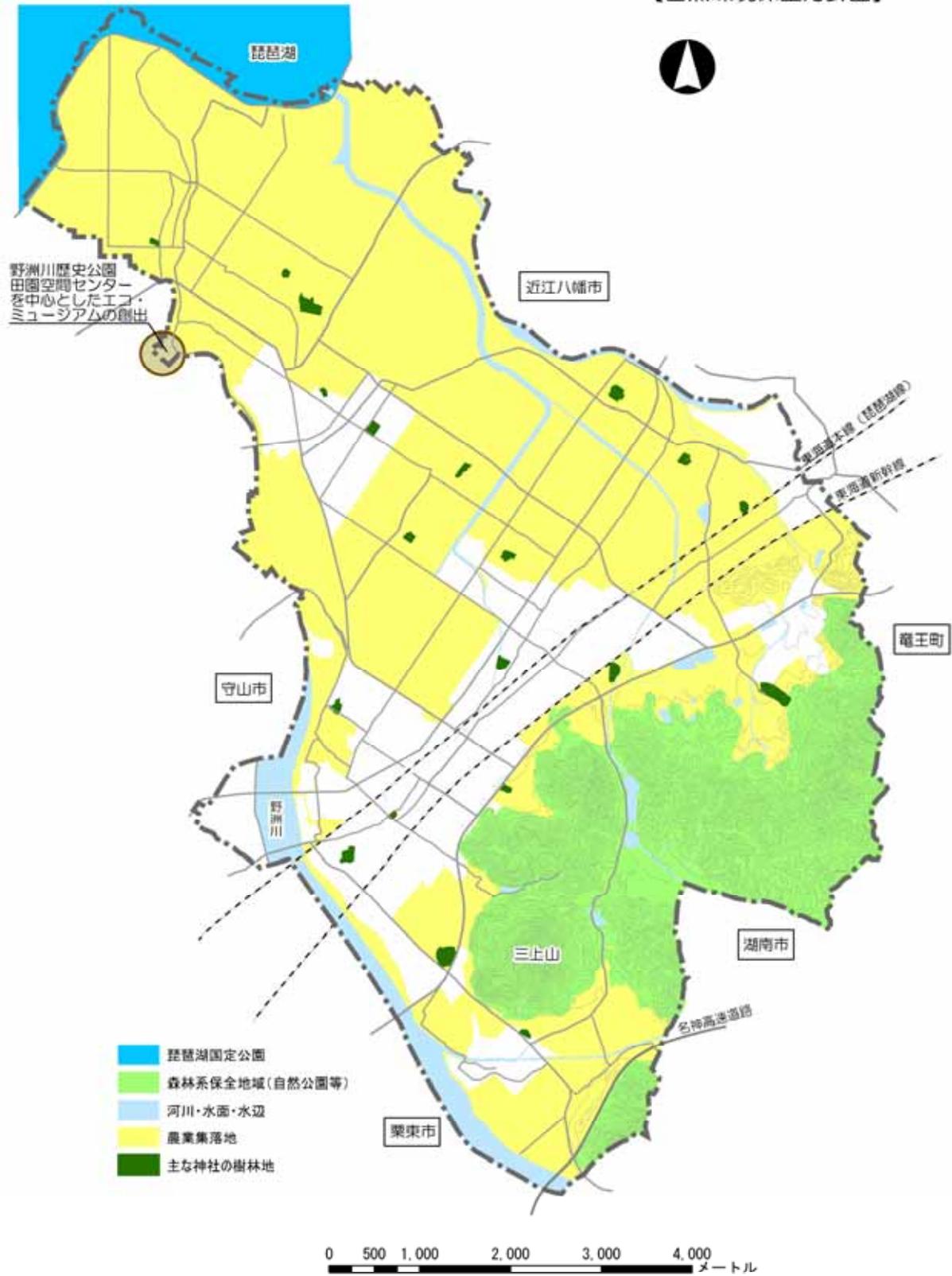


【御上神社境内地】

野洲市観光物産協会

三上山から野洲川、田園、琵琶湖までの水と緑豊かな雄大な自然環境資源を生かした体験型の環境学習の機会拡大に努め、市民の環境保全意識の醸成を図ります。この環境学習等については、学校教育や生涯学習、市民活動等と協力、連携しつつ、市民が水と緑に親しみ、楽しみながら学べる場と機会を創出します。

【自然環境保全方針図】



図は概ねの範囲を示しています。

## (2) 都市環境形成方針

市民が良好な環境のもとに快適な生活を営めるよう、道路、公園、河川等において地域が主体となった美化活動等を促進し、人と人、地域と地域、都市と農村との交流・連携による都市環境の形成を図ります。

公園や河川敷、空地や山林等におけるごみの不法投棄については、監視体制の強化と、市民・事業者等への意識の啓発を図り、美観の維持と環境汚染の防止に努めます。

工場や住宅地等の緑化促進や街路樹等による美しい並木の創出等都市緑化を推進し、市街地における緑地空間の創出に努めます。

河川やため池において、生態系に配慮した多自然型護岸、親水性や景観に配慮した護岸の整備など、自然環境との調和を図り、緑豊かなうるおいある水辺環境の保全と創造を図ります。

河川改修にあたっては、動植物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、自然にふれ、親しむことのできる河川空間の整備・保全にも努めます。特に平成12年、家棟川河口部においてビオトープの整備が行われ、自然観察会やワークショップ等の各種環境学習に活用されています。この取り組みをモデルとしつつ、琵琶湖周辺地域固有の生態系の保護・再生に努めます。

市域中心部（JR野洲駅周辺）においては、都市化の進展等に伴う浸水被害を未然に防止する必要があるため、河川の排水能力を超える雨水に対応できる雨水幹線の整備を検討します。

公共下水道及び農業集落排水施設については、既存施設の維持管理と計画的な修繕を図るとともに、課題である農業集落排水の公共下水道への接続については、関係機関と十分調整を図り、計画的に推進します。

本市は特に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されているため、市民の生活環境と琵琶湖の水質の向上が図れるよう、各家庭の水洗化及び排水施設整備等を積極的に行うとともに、河川の改修時においては多自然工法による生態系の配慮や自然の浄化機能等を活用した自浄能力の向上に努めます。

野洲クリーンセンターの適切な維持・管理を図るとともに、一般廃棄物の処理における新たなごみ焼却施設については、広域処理の方法を目指した施設検討を行います。また、ごみの減量と持続可能な循環型社会の創造を目指し、リユースとリサイクルの拠点となる(仮称)リサイクルプラザの設置を検討します。さくら墓園については、公園・緑地に準ずる散策・休息の場として広場等を含めた適切な維持・管理を図ります。また、野洲川斎苑については、守山市との連携のもと、周辺緑化や中庭等を含めた適切な維持・管理を図ります。

### (3) 公園・緑地の配置方針

既成市街地や郊外部の集落地においては、地域住民が気軽に集まり、利用できる広場等の整備・充実に努めます。

新たに整備する住宅地を中心に、地域の配置バランスを考慮しつつ、日常的に利用する公園の整備を図り、地域住民に身近な公園として、憩いやレクリエーション、災害時の避難地等としての整備を図ります。特に市街地内においては、高齢者や障がい者、幼児・児童等が使いやすく、世代を超えた交流の場となる公園の整備や散策等を楽しむための緑地の整備を図ります。

富波経田総合運動公園については、総合体育館や温水プールと一体となったスポーツ・レクリエーション機能の中心となる公園として、整備を図ります。

隣接する守山市に位置する野洲川歴史公園については、野洲川改修の歴史の継承とスポーツの核施設として、そして体験学習の場として、滋賀県・守山市等と連携しつつ、適切な維持・管理を図ります。

野洲川緑地や野洲川廃川敷の吉川緑地、家棟川緑地等については、自然環境の保全と再生に向けた適切な維持・管理等を図るとともに、状況に応じて河川改修と併せた整備を促進します。このうち、野洲川緑地内において野球場やテニスコート、陸上競技場、多目的運動場が整備された野洲川河川公園については、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる整備・充実に努めます。琵琶湖湖岸緑地の保全に努めるとともに、雄大な自然環境と身近にふれあえるレクリエーション施設として、ピワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場の適切な維持・管理を誘導します。



【琵琶湖湖岸緑地の松林】

森林部においては、滋賀県希望が丘文化公園や県立近江富士花緑公園といった、三上山、希望が丘等の自然環境とふれあい、スポーツ・レクリエーション施設等を伴う公園・緑地の保全を図ります。また、隣接する辻ダム周辺においては、自然環境と調和した野洲公園の整備を図ります。



【滋賀県希望が丘文化公園】

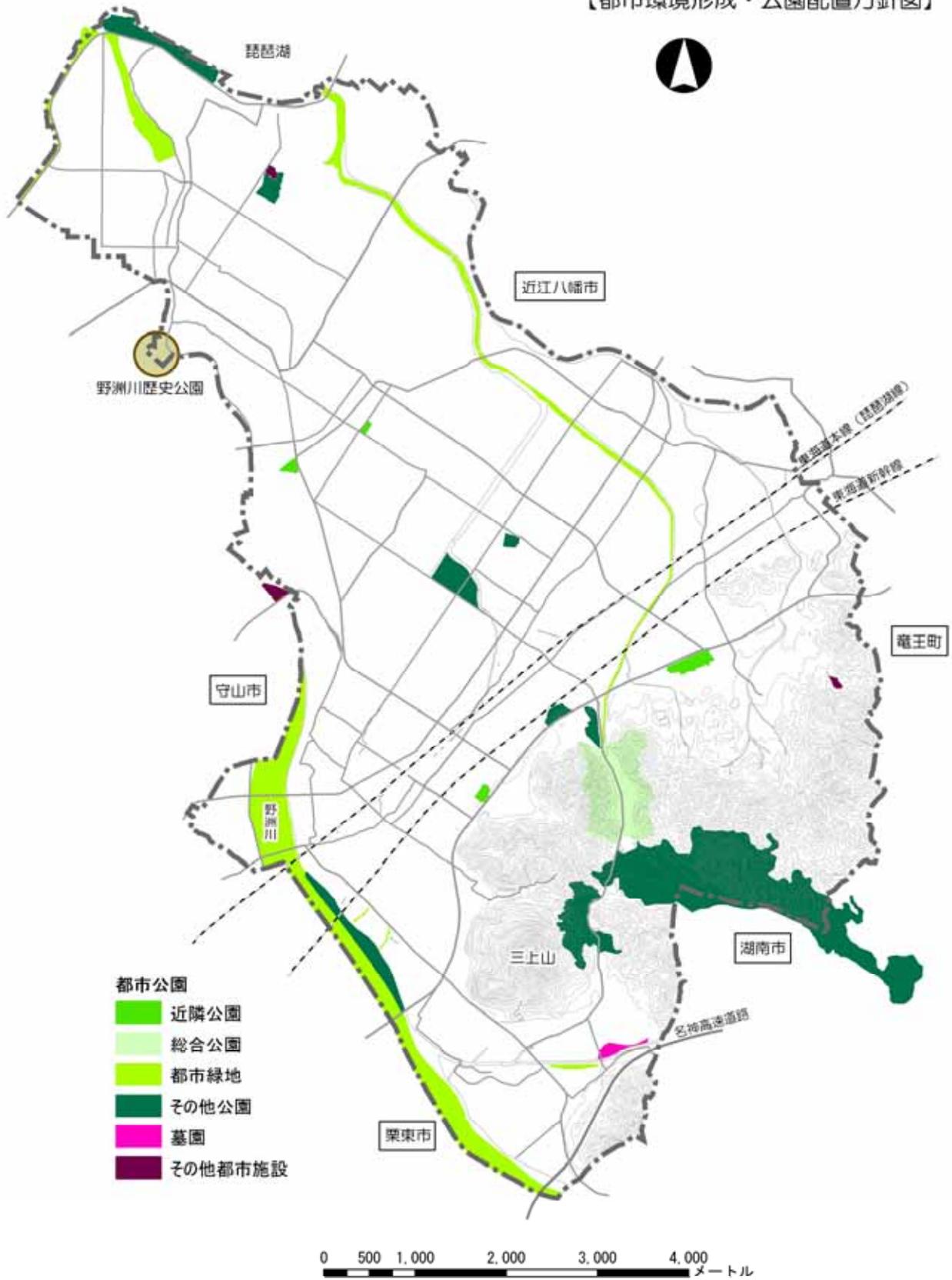
野洲市観光物産協会

弥生の森歴史公園や桜生史跡公園については、貴重な歴史資源を生かした特徴ある公園として、適切な維持・管理を図るとともに、後世に本市の歴史・文化を継承する教材として活用を図ります。

近世初期の御茶屋御殿（将軍上洛時の宿）であった永原御殿跡については、本市の歴史を象徴する貴重な歴史資源として、史跡指定と併せた公園・緑地化を図ります。

国宝をはじめとする指定文化財等の地域の歴史的遺産については、市民が地域の歴史を再認識する生涯学習・学校教育教材として活用を図るとともに、本市の魅力を生み出す観光資源として、地域住民等の協力のもと適切な維持・管理と関連施設の整備・充実を図ります。

【都市環境形成・公園配置方針図】



図は概ねの範囲を示しています。

## 5 . 風景づくりの方針

### 風景づくりの基本目標

水と緑豊かな自然の保全・育成等による美しい庭園都市の形成を目指します  
地域の歴史的・文化的風土を生かした魅力ある風景づくりを目指します  
周囲の田園風景等に配慮した施設等の整備誘導を目指します

### ( 1 ) 山並みの風景

野洲市域南部に連なる、三上山、妙光寺山、鏡山等の山地、丘陵地は、湖南平野や琵琶湖岸から眺望される美しい山並みを形成しているため、今後も、適切な維持・管理により森林・樹林地等の保全を図るとともに、建築・開発行為に対しては、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」

の基準による適正な指導・誘導に努めます。

三上山は、わが国を代表する琵琶湖周辺の景観資源として、市域のみならず、滋賀県下の風景に重要な役割を担うことから、今後も風致地区や自然公園、保安林等の法規制と連携しつつ、森林・樹林地の保全に努めます。

三上山周辺においては、必要に応じて、周辺からの眺望に影響する建物の高さや色調、意匠、緑化等の誘導について長期的に検討していきます。



【三上山の秀麗（野洲八景より）】

野洲市観光物産協会

### ( 2 ) 湖辺・水辺の風景

#### 琵琶湖沿岸

市域北部の琵琶湖岸と湖面は、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく琵琶湖景観形成地域に指定されています。琵琶湖沿岸の風景は、白砂青松の砂浜や、ここから対岸にある比良山系の山々等への眺望に配慮しつつ、周辺部を含めた建築・開発行為等に対して適切な指導・誘導に努め、琵琶湖沿岸一帯の景観資源の保全に努めます。

## 河川・ため池等

野洲川、日野川等に代表される河川については、水面、護岸、河川敷、堤防、河畔林等が一体となった水辺の風景の保全に努めるとともに、護岸改修等にあたっては、自然に配慮した整備に努めます。

家棟川、童子川、新川等については、緑地の整備と併せて特徴ある風景づくりに努めます。

主に南部の山麓部に点在するため池については、ため池としての機能と安全性に留意しつつ保全に努め、樹林、田園等と一帯となった風景の形成を創出します。



【野洲川の清流(野洲八景より)】  
野洲市観光物産協会

## (3) 田園・里山の風景

「近江米」の産地として古くから“豊積の里”と呼ばれてきた北部に広がる水田については、農地の多面的な機能の一つとして、集落地を含めた田園風景の保全に努めます。

市域南部には、田園集落と一体となった里山の風景があり、森林・樹林地の適切な維持・管理等により、里山の風景の保全に努めます。

## (4) 歴史のある風景

旧中山道や旧朝鮮人街道の沿道には、旧街道の名残のある比較的古い家屋が点在しているため、無電柱化の促進や修景舗装の整備など、地域住民の協力のもと、歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した風景づくりに努めます。

市域に存在する大岩山古墳群等史跡や御上神社、大笹原神社、兵主神社、錦織寺等の社寺、近世初期の城郭であった永原御殿跡といった歴史的資源については、これらを活かしつつ周囲の樹林地の保全や緑地の整備等と一体となった本市の歴史を象徴する風景づくりに努めます。

## (5) 市街地中心部のまちの風景

市街地中心部については、うるおいとゆとりある都市空間の創出のため、道路緑化や工場外周部の緑化等を推進します。

JR野洲駅周辺の商業・業務地においては、多くの人々が往来する地域であるため、街路樹・植栽帯等の配置や歩道の美化等、快適で魅力ある都市景観の形成を図ります。

既成市街地・集落地については、各地域の住民生活に基づく歴史的・文化的風土を生かし、都市部と農村部が相互に調和した風景の形成を図るとともに、美しい道路景観の創出を図ります。

## (6) 住宅地の風景

計画的に整備された住宅地等については、ホープタウン錦の里地区等の地区計画制度や久野部東地区、阪急野洲富波住宅地において結ばれている建築協定を、さらに、農業集落地については「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく近隣景観形成協定などをモデルとしつつ、建築物の形態、意匠、色彩、緑化等のルールを定め、地域住民の協力により緑豊かでゆとりある住宅地の風景の創出を図ります。また、一定の集団で新たに整備する住宅地については、可能な限り無電柱化（電線類地中化）を誘導します。

## (7) 沿道の風景

市域中央を横断する主要地方道大津能登川長浜線等は、滋賀県を代表する風景の要素として「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の沿道景観形成地区に指定されているため、周辺の市街地や田園風景等との調和に配慮した建築物等の形態、色彩、緑化等を図ります。

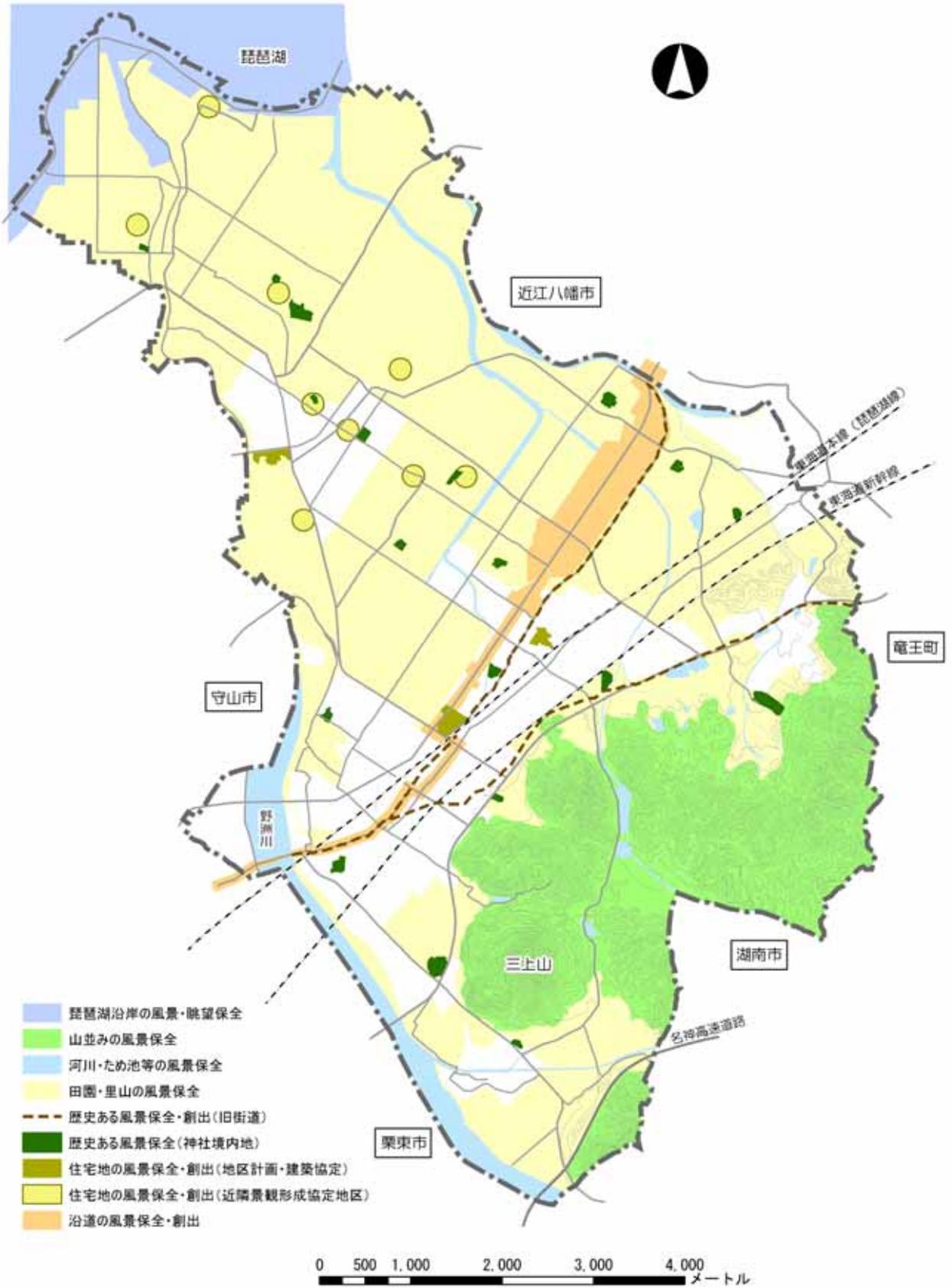
地域の風景と調和した美しい道路景観、沿道景観を形成するため、標識、電柱、照明、防護柵等の道路附帯施設の設置にあたっては、周囲の景観に配慮した色彩、形状を検討し、幹線道路を中心に適宜整備・充実を図っていきます。

美しい道路沿道景観形成とバリアフリー化等の安全・快適な歩行空間の拡大に向けて、市街地中心部の幹線道路をはじめ、良好な景観を創出している住宅地や歴史的まち並みが存在する地区等において無電柱化（電線類地中化）を促進します。

美しい良好な風景を保全するため、状況に応じて屋外広告物の掲出を規制します。特に、戸建て住居を中心とする計画的に整備された住宅地や、三上山とこれに連なる山地・丘陵地、指定文化財の周辺、そして田園風景を保全する主要地方道大津能登川長浜線や琵琶湖沿岸の風景を保全する一般県道近江八幡大津線沿道については、屋外広告物の掲出を強く規制します。

風景づくりの実現に向けては、当面、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」、「湖国風景づくり宣言」等を踏まえて進めていきますが、将来的には景観計画の策定により野州市独自の風景づくりの明確化を図るなど、長期的に景観法に基づく景観行政団体の適用を検討していきます。

【風景づくり方針図】



図は概ねの範囲を示しています。

## 6 . 都市防災の方針

### 都市防災の基本目標

不燃化・耐震化された、災害に強い市街地の形成を目指します  
継続的な治水・治水への取り組みによる安全な都市づくりを目指します  
市民一人ひとりが、防災に対する意識を持った都市づくりを目指します

### ( 1 ) 市街地の不燃化・耐震化

災害に強い都市づくりをめざして、建築物の不燃化と、公共施設をはじめとする構造物やライフライン等の耐震性、免震性の強化を促進します。

老朽化が進んでいる公共施設や、木造の公営住宅については、建て替え、改築等により不燃化、耐震化を図っていきます。

老朽化している施設や不特定多数の人々が利用する施設、緊急輸送路等の沿道の高層建築物等については、計画的な耐震化の推進を図るとともに、建築物に対する指導等の強化に努めます。

災害の発生、拡大の防止を目的として道路、公園等の適正配置に努めます。

中高層の建築物が立地する JR 野洲駅周辺においては、緩衝帯となる緑地等の確保を誘導するとともに、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。

特に老朽住宅の多い地区については、家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、耐震診断、改修への支援や、市街地整備事業、道路、公園の整備等により地域の環境改善や防災性の向上を図ります。

### ( 2 ) 災害のおそれのある区域

水防法に基づき指定・公表している浸水想定区域（琵琶湖・野洲川・日野川）については、洪水予報の伝達方法や避難場所の確保等を図るため、野洲市洪水ハザードマップ等により対象地域の市民への周知徹底を進めます。また、状況に応じて、建築物等の安全性に対する適切な指導・誘導を行います。

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、特定の開発行為の許可、建築物の構造規制、移転等の勧告など、安全な都市づくりに向けた適切な指導・誘導を行います。

平成 17 年 4 月に野洲市全域が「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定され、また琵琶湖西岸断層帯等の被害予測も出されていることから、これを踏まえた市民への啓発と防災意識の高揚、避難地・避難場所の確保などの整備に努めます。特に野洲市地震ハザードマップにより、想定される揺れやすさの分布や避難所・避難路等の情報の周知徹底を進めます。

本市の河川は流下能力が不足する狭小な箇所も存在することから、一部の地域では依然として浸水等の被害の発生が見られるため、治水対策を推進することにより、水害の発生を防止・軽減します。

過去の水害の発生状況や市街化の動向等を考慮し、安全性の低い河川について、改修による効果を考慮した上で順次改修を進めます。

### ( 3 ) 防災拠点等の整備・充実

災害時に様々な防災活動の中心となりうる施設等を防災拠点として位置づけ、拠点を結ぶ道路や情報通信網によりネットワーク化を図ります。

防災拠点は、情報通信拠点、医療救護拠点、輸送拠点、食料供給拠点、消防団活動拠点、ボランティア拠点等の機能を配置します。

野洲市役所本庁舎については、災害対策本部としてあらゆる災害・被災情報を統括する機能を担うことから、施設や設備の安全性と機能の充実に努めます。滋賀県が広域陸上輸送拠点として位置づける滋賀県希望が丘文化公園については、今後、放送施設や緊急時ヘリポート等の整備による機能の充実に要請します。

### ( 4 ) 避難路等の整備・充実

広域的な防災体制及び地域の防災体制を確立するため、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 8 年 9 月）」に基づく緊急輸送道路については、構造的な耐震性の強化等を要請します。

災害に強い道路空間として、避難路や延焼防止空間、防火水槽収容空間、ライフライン収容空間となる都市計画道路の早期整備を図ります。

## 7. バリアフリー整備等の方針

### バリアフリーの基本目標

どこでも、誰でも、自由に、使いやすい都市づくりを目指します  
日常多くの人々が利用する施設を結ぶ歩道のバリアフリー化を目指します  
不特定多数の人々が利用する生活関連施設のバリアフリー化を目指します

#### (1) 鉄道駅周辺

JR野洲駅では、エレベーターが設置され、駅改札口から各プラットフォームまでに移動の円滑化がされた整備が実施されていますが、誘導・案内装置等についてはバリアフリー上の課題を有しているため、目標とする時期に応じて整備を推進します。また、駅南北の自由通路についてもエレベーターが設置され、地上部から改札口までに移動円滑化が成されていますが、南口駅前広場については、段差、点字ブロック、案内誘導施設等の課題を有するため、都市計画道路野洲停車場線の整備等に併せて早期に改良を図ります。

JR篠原駅については、駅舎の橋上化と駅前広場の整備に併せたバリアフリー整備を要請します。

#### (2) 道路等

鉄道駅周辺の公共施設間を結ぶ、高齢者や障がい者等を含めた不特定多数の方々が日常生活においてよく利用される主要な経路（生活関連経路）の歩道等について、段差の解消や誘導ブロックの設置等のバリアフリー整備を進め、歩行者ネットワークを形成する都市づくりを目指します。

生活関連経路上の交差点については、障がいのある方及び近隣住民などの意見を反映した整備を推進し、特に交差点部の段差や誘導ブロック等の整備について、公安委員会と道路管理者が協力し、一体的な整備を推進します。

#### (3) その他公益的施設の整備

公共施設については新たな施設の整備にあたり、また既存施設については改修時にあたり、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」(平成17年4月改正施行)に基づき、整備を図ります。

平成10年、県条例に基づく住みよい福祉のまちづくり賞を受賞している「コミュニティセンターきたの」等優れた施設をモデルとしつつ整備を図ります。